

○福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
施行規則

平成二十五年三月二十九日

福島県規則第四十二号

改正 平成二七年三月二四日規則第二六号

平成二八年三月二五日規則第二五号

平成三〇年三月二三日規則第二〇号

平成三〇年三月三〇日規則第四七号

令和三年三月三〇日規則第二三号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 訪問介護（第三条—第六条）
- 第三章 訪問入浴介護（第七条—第十一條）
- 第四章 訪問看護（第十二条・第十三条）
- 第五章 訪問リハビリテーション（第十三条の二・第十四条）
- 第六章 居宅療養管理指導（第十五条・第十六条）
- 第七章 通所介護（第十七条—第二十六条）
- 第八章 通所リハビリテーション（第二十七条—第二十九条）
- 第九章 短期入所生活介護（第三十条—第四十条）
- 第十章 短期入所療養介護（第四十一条—第四十七条）
- 第十一章 特定施設入居者生活介護（第四十八条—第五十四条）
- 第十二章 福祉用具貸与（第五十五条—第五十九条）
- 第十三章 特定福祉用具販売（第六十条—第六十二条）
- 第十四章 雜則（第六十三条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 訪問介護

（指定訪問介護の訪問介護員等に関する基準）

第三条 条例第五条第一項に規定する訪問介護員等の員数に関する基準は、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で二・五以上とする。

- 2 条例第五条第二項の規則で定める員数は、利用者（同条第三項ただし書に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができます。

（平二七規則二六・一部改正）

（電磁的方法）

第四条 条例第八条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法
 - ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第八条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第八条第一項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法
- 2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- (基準該当訪問介護の訪問介護員等の員数)

第五条 条例第四十二条第一項に規定する訪問介護員等の員数は、三人以上とする。

(準用)

第六条 第四条の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

(指定訪問入浴介護の従業者に関する基準)

第七条 条例第四十八条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者(同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 看護職員(条例第四十八条第一項第一号に規定する看護職員をいう。第十条において同じ。) 一以上
 - 二 介護職員 二以上
- 2 条例第四十八条第一項に規定する訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(費用)

第八条 条例第五十一条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴

介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
(準用)

第九条 第四条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第五十八条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第五十八条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

(基準該当訪問入浴介護の従業者の員数)

第十条 条例第五十九条第一項に規定する従業者の員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者（同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 看護職員 一以上
 - 二 介護職員 二以上
- (準用)

第十一條 第四条及び第八条の規定は、基準該当指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第八条第一項」と、第八条中「条例第五十一条第三項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第五十一条第三項」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(指定訪問看護の従業者に関する基準)

第十二条 条例第六十四条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 指定訪問看護ステーション 次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準を満たすこと。
 - ア 看護職員（条例第六十四条第一項第一号アに規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。） 常勤換算方法で、二・五以上となる員数
 - イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適當数
- 二 指定訪問看護を担当する医療機関 指定訪問看護の提供に当たる看護職員について

適当数

- 2 条例第六十四条第一項第一号アの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。
(準用)

第十三条 第四条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第七十八条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第七十八条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 訪問リハビリテーション

(訪問リハビリテーションの従業者に関する基準)

第十三条の二 条例第八十条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
 - 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上
- (平三〇規則二〇・追加)

(準用)

第十四条 第四条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

(指定居宅療養管理指導の従業者の員数)

第十五条 条例第九十条第一項に規定する居宅療養管理指導従業者の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準を満たすものであること。
 - ア 医師又は歯科医師 一以上
 - イ 薬剤師、歯科衛生士（同条に規定する歯科衛生士をいう。）又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
 - 二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師一以上
- (平三〇規則二〇・一部改正)

(準用)

第十六条 第四条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第九十七条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第九十七条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

第七章 通所介護

(指定通所介護の従業者に関する基準)

第十七条 条例第九十九条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者（同項に規定する通所介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
 - 二 看護職員（条例第九十九条第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第二十四条において同じ。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
 - 三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除した数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - 四 機能訓練指導員 一以上
- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、条例第九十九条第一項第三号の介護職員を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

- 3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前三項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に一又複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 条例第九十九条第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 条例第九十九条第一項第一号の生活相談員又は同項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(平二七規則二六・平二八規則二五・一部改正)

(指定通所介護の設備の基準)

第十八条 条例第一百一条第一項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- 二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(平二八規則二五・一部改正)

(費用)

第十九条 条例第一百二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

- 三 食事の提供に要する費用
 - 四 おむつ代
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用
- 2 前項第三号に掲げる費用については、基準省令第九十六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第二十条 第四条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第百十二条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第百十二条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

第二十一条から第二十三条まで 削除

(平二八規則二五)

(基準該当通所介護の従業者に関する基準)

第二十四条 条例第百三十一条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者（同項に規定する通所介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事

業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業所の利用者。以下この条において同じ。) の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

- 2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、条例第百三十三条第一項第三号の介護職員を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前三項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。
- 5 条例第百三十三条第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(平二七規則二六・平二八規則二五・一部改正)

(基準該当通所介護の設備の基準)

第二十五条 条例第百三十三条第一項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アの規定にかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。
- 二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(平二八規則二五・一部改正)

(準用)

第二十六条 第四条及び第十九条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。こ

の場合において、第四条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第百三十四条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第百三十四条において準用する条例第八条第一項」と、第十九条第一項中「条例第百二条第三項」とあるのは「条例第百三十四条において準用する条例第百二条第三項」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

(指定通所リハビリテーションの従業者に関する基準)

第二十七条 条例第百三十六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員（条例第百三十六条第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
 - ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（条例第百四十二条第四号に規定する利用者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数が十人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。
 - イ アに規定する人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすることができます。
 - 一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若

しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。

3 条例第百三十六条第一項第一号に掲げる医師は、常勤でなければならない。

(設備に関する基準)

第二十八条 条例第百三十七条第一項の規則で定める面積は、三平方メートルに利用定員(条例第百四十二条第四号に規定する利用定員をいう。)を乗じて得た面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えた面積)以上とする。

(平三〇規則二〇・一部改正)

(準用)

第二十九条 第四条及び第十九条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第百四十五条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第百四十五条において準用する条例第八条第一項」と、第十九条第一項中「条例第百二条第三項」とあるのは「条例第百四十五条において準用する条例第百二条第三項」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

(指定短期入所生活介護の従業者に関する基準)

第三十条 条例第百四十七条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者(同項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 医師 一以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者(条例百四十七条第一項に規定する利用者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員又は看護職員(条例第百四十七条第一項第三号に規定する看護職員をいう。以下この条、第三十六条及び第三十八条において同じ。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

- 四 栄養士 一以上
 - 五 機能訓練指導員 一以上
 - 六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数
- 2 前項第二号及び第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 条例第百四十七条第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。ただし、利用定員（条例第百四十七条第一項に規定する利用定員をいう。以下この条及び次条において同じ。）が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。
 - 4 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。
 - 5 条例第百四十七条第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

（令三規則二三・一部改正）

（指定短期入所生活介護の設備及び備品等の要件）

第三十一条 条例第百五十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいづれかの要件とする。

- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第百六十七条において準用する条例第百九条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第百六十七条において準用する条例第百九条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第百五十条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第百五十条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。

イ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 条例第百五十条第七項第一号の規則で定める幅は、一・八メートル以上（両側に居室その他利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下（以下「中廊下」という。）の幅にあっては、二・七メートル以上）とする。

（令三規則二三・一部改正）

（指定短期入所生活介護の費用）

第三十二条 条例第百五十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - 三 基準省令第百二十七条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 基準省令第百二十七条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用(基準省令第百二十七条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - 六 理美容代
 - 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百二十七条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
 - 3 条例第百五十三条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。
- (準用)

第三十三条 第四条の規定は、指定短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第百五十一条第二項において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第百五十一条第一項」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の設備及び備品等の要件)

第三十四条 条例第百七十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいづれかの要件とする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第百八十条において準用する条例第百六十七条において準用する条例第百九条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第百八十条において準用する条例第百六十七条において準用する条例第百九条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第百七十条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいづれかの要件とする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第百七十条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすことあること。
 - ア 居室 次に掲げる基準を満たすことあること。
 - (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができます。
 - (2) 居室は、いづれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に

近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（条例第百七十七条第四号で規定する利用定員をいう。以下この条において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

- (3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- (4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 居室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 居室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

4 条例第百七十条第七項第一号の規則で定める幅は、一・八メートル以上（中廊下にあっては、二・七メートル以上）とする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）として差し支えないこととする。

（令三規則二三・一部改正）

（ユニット型指定短期入所生活介護の費用）

第三十五条 条例第百七十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費

が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第百四十条の六第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第百四十条の六第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（基準省令第百四十条の六第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百四十条の六第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第百七十二条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

（ユニット型指定短期入所生活介護の職員配置）

第三十六条 条例第百七十八条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（準用）

第三十七条 第四条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第百八十条において準用する条例第百五十一条第二項において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第百八十条において準用する条例第百五十一条第一項」と読み替えるものとする。

(共生型短期入所生活介護の設備に関する基準)

第三十七条の二 条例第百八十一条の二の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(平三〇規則二〇・追加)

(準用)

第三十七条の三 第三十二条の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。

この場合において、同条第一項中「条例第百五十三条第三項」とあるのは「条例第百八十一条の三において準用する条例第百五十三条第三項」と、同条第三項中「条例第百五十三条第四項」とあるのは「条例第百八十一条の三において準用する条例第百五十三条第四項」と読み替えるものとする。

(平三〇規則二〇・追加)

(基準該当短期入所生活介護の従業者に関する基準)

第三十八条 条例第百八十二条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者（同項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 一以上
 - 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（条例第百八十四条第一項に規定する利用者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上
 - 三 栄養士 一以上
 - 四 機能訓練指導員 一以上
 - 五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当事数
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所

生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

- 3 条例第百八十二条第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、条例第百八十二条第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(令三規則二三・一部改正)

(基準該当短期入所生活介護の設備の基準)

第三十九条 条例第百八十五条第一項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - イ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員（条例第百八十四条第一項に規定する利用定員をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。
イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることが可能のこと。
- 三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(準用)

第四十条 第四条及び第三十二条の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第百八十七条において準用する条例第百五十一条第二項において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第百八十七条において準用する条例第百五十一条第一項」と、第三十二条第一項中「条例第百五十三条第三項」

とあるのは「条例第百八十七条において準用する条例第百五十三条第三項」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

(指定短期入所療養介護の従業者の員数)

第四十一条 条例第百八十九条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（条例第百八十九条第一項第一号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 利用者（条例第二百一条に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上
- 二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上
- 三 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 平成十八年旧介護保険法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上
- 四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあって、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員 看護職員又は介護職員の員数の合計を常勤換算方法で利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすることかつ夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。
- 五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上

(平三〇規則二〇・一部改正)

(指定短期入所療養介護の設備の基準)

第四十二条 条例第百九十条第一項第四号アの規則で定める面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とする。

(平二七規則二六・一部改正)

(指定短期入所療養介護の費用)

第四十三条 条例第百九十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - 三 基準省令第百四十五条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 基準省令第百四十五条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用(基準省令第百四十五条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - 六 理美容代
 - 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百四十五条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
 - 3 条例第百九十二条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(準用)

第四十四条 第四条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第二百三条において準用する条例第百五十一条第二項において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第二百三条において準用する条例第百五十一条第一項」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所療養介護の費用)

第四十五条 条例第二百七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - 三 基準省令第百五十五条の五第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 基準省令第百五十五条の五第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用(基準省令第百五十五条の五第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - 六 理美容代
 - 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百五十五条の五第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
 - 3 条例第二百七条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるも

のとする。

(ユニット型短期入所療養介護の職員配置)

第四十六条 条例第二百十三条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第四十七条 第四条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。

この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第二百十五条において準用する条例第二百三条において準用する条例第百五十一条第二項において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第二百十五条において準用する条例第二百三条において準用する条例第百五十一条第一項」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

(指定特定施設入居者生活介護の従業者に関する基準)

第四十八条 条例第二百十七条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる特定施設入居者生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（条例第二百十六条に規定する利用者をいう。以下この章において同じ。）の数が百又はその端数を増すごとに一人以上
- 二 看護職員（条例第二百十七条第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）又は介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - イ 看護職員の数は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
 - (2) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- ウ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保される

こと。

- 三 機能訓練指導員 一以上
 - 四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービス利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上
 - 二 看護職員又は介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービス利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - イ 看護職員の数は、次に掲げる基準を満たすものであること。
 - (1) 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
 - (2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 - ウ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
 - 三 機能訓練指導員 一以上
 - 四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 3 前二項の利用者及び介護予防サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならぬ

い。

- 5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービス利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

（平二七規則二六・平三〇規則二〇・一部改正）

（指定特定施設入居者生活介護の設備に関する基準）

第四十九条 条例第二百十九条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第二百十九条第四項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、

当該各号に定めるものとする。

- 一 介護居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
 - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適當な広さであること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 一時介護室 介護を行うために適當な広さを有すること。
- 三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 四 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
- 五 食堂 機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。
- 六 機能訓練室 機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。

(指定特定施設入居者生活介護の費用)

第五十条 条例第二百二十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- 二 おむつ代
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

(準用)

第五十一条 第四条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第二百二十条第二項において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第二百二十条第一項」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の従業者に関する基準)

第五十二条 条例第二百三十九条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上
- 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一人以上
- 三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービス利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すごとに一人以上
 - 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービス利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上
 - 三 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 3 前二項の利用者及び介護予防サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定特定施設の従業者(第一項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- 5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービス利用者をいう。次項において同じ。)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第二項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の設備に関する基準)

第五十三条 条例第二百四十二条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第二百四十二条第四項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適當な広さであること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - オ 非常用通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - 三 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - 四 食堂 機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。

(準用)

第五十四条 第四条及び第五十条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第二百四十二条第二項において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第二百四十二条第一項」と、第五十条中「条例第二百二十四条第三項」とあるのは「条例第二百四十七条において準用する条例第二百二十四条第三項」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

(指定福祉用具貸与の福祉用具専門相談員の員数)

第五十五条 条例第二百四十九条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(費用)

第五十六条 条例第二百五十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- 二 福祉用具（条例第二百四十八条に規定する福祉用具をいう。）の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第五十七条 第四条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第二百六十二条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第二百六十二条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

(基準該当福祉用具貸与の福祉用具専門相談員の員数)

第五十八条 条例第二百六十三条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(準用)

第五十九条 第四条及び第五十六条の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第二百六十四条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第二百六十四条において準用する条例第八条第一項」と、第五十六条中「条例第二百五十二条第三項」とあるのは、「条例第二百六十四条において準用する条例第二百五十二条第三項」と読み替えるものとする。

第十三章 特定福祉用具販売

(福祉用具専門相談員の員数)

第六十条 条例第二百六十六条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(費用)

第六十一条 条例第二百七十条第二項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
- 二 特定福祉用具（条例第二百六十五条に規定する特定福祉用具をいう。）の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第六十二条 第四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第八条第二項」とあるのは「条例第二百七十五条において準用する条例第八条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第八条第一項」とあるのは「条例第二百七十五条において準用する条例第八条第一項」と読み替えるものとする。

第十四章 雜則

(その他)

第六十三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下この項において「旧老人福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。次項において同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。次項において同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第三十一条第三項第一号ア及びイ並びに第二号アの規定は、適用しない。

3 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第三十九条第一項第一号ア及びイ並びに第二号アの規定は、適用しない。

4 平成十五年四月一日前から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）による改正後の基準省令第九章第五節（第百四十条の四第

六項第一号ロ(2)を除く。)に規定する基準を満たすものについて、同号イ(2)の規定を適用する場合においては、同号イ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

- 5 介護保険法の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成十八年四月一日前から引き続き定員四人以下であるものについては、第四十九条第二項第一号ア及び第五十三条第二項第一号アの規定は、適用しない。
- 6 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホーム(同日において建築中のものを含む。)にあっては、第五十三条第二項第一号アの規定は、適用しない。
- 7 当分の間、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十二年厚生省令第五十八号)附則第二条に規定する経過的要介護に該当する者については、第四十八条第一項第二号ア及び同条第二項第二号ア中「三」とあるのは「十」と、第五十二条第一項第二号及び同条第二項第二号中「利用者の数が十」とあるのは「利用者の数が三十」とする。
- 8 第四十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。
 - 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
 - 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数

(平三〇規則二〇・追加)

- 9 第五十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

(平三〇規則二〇・追加)

(東日本大震災復興特別区域法による指定訪問リハビリテーションの事業に係る特例)

- 10 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年／内閣府／厚生労働省／令第九号）第六条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第六条第一項に規定する認定復興推進計画について、同法第四条第九項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第十三条の二第一号の規定の適用については、平成三十三年三月三十一日までの間は、同号中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーション事業所の実情に応じた適当数」とする。

(平三〇規則四七・追加)

附 則（平成二七年規則第二六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(介護予防通所介護に関する経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定

する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十七条第一項第三号及び第二十四条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二八年規則第二五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第二〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）第二条第三号に規定する指定居宅サービスを行っている事業所におけるこの規則による改正前の福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十五条に規定する指定居宅療養管理指導従業者の員数のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）の員数については、改正前の規則第十五条の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

附 則（平成三〇年規則第四七号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三十四条第三項第一号ア(2)の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、改正後の規則第三十条第一項第三号及び第三十六条の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

3 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十四条第三項第一号ア(3)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。